

『保険薬局の知識(111):在宅患者訪問薬剤管理指導料と居宅療養管理指導費の算定点数について』  
(2020年11月/店舗運営管理課作成)

＜在宅患者訪問薬剤管理指導料と居宅療養管理指導費＞

どちらも薬剤師が自宅で療養している患者に対する薬剤の管理・指導業務に対して算定する点数であり、在宅患者訪問薬剤管理指導料は「医療保険」、居宅療養管理指導費は「介護保険」の算定点数です。  
利用者が介護保険対象者の場合は、居宅療養管理指導が優先されます。

＜算定点数＞

		在宅患者訪問薬剤管理指導料	居宅療養管理指導費※1
保険の種類		医療保険	介護保険
医師の指示		必要	
算定点数	1. 単一建物居住者 ※2(診療患者)が 1人/月	650点	509単位
	2. 単一建物居住者 (診療患者)が 2~9人/月	320点	377単位
	3. 単一建物居住者 (診療患者)が 10人以上/月	290点	345単位
	1~3の区分の 月の算定限度回数	(月4回まで)※3	(月4回まで)※3
	患者負担金 (保険種類・患者により負担割合が異なるので注意する)	点数×10×負担割合 例) 650点×1割=650円 650点×2割=1300円 650点×3割=1950円	単位×10×負担割合 例) 509単位×1割=509円 509単位×2割=1,018円

※1 介護予防居宅療養管理指導費も同様

※2「単一建物居住者」とは訪問した建物内に居住している、当該訪問月に居宅(在宅)薬剤管理指導をした者のこと

※3 月2回以上算定する場合の算定間隔は6日以上とする。がん末期患者及び中心静脈栄養法の対象患者は週2回、月8回まで算定可。

＜単一建物居住者(診療患者)の人数の考え方＞

その建物の居住者のうち、どれだけの人数の患者に在宅(居宅)指導を行っているか、その人数を月単位(月初めの居宅指導計画の予定人数に応じた区分)で算定する

※その建物の居住者のうち、医療保険の在宅患者訪問薬剤管理指導料の算定患者と介護保険の居宅療養管理指導費を算定している患者がいる場合は別々に数える。

在宅(居宅)指導料は、月毎に「居宅指導計画の予定人数に応じた区分で点数を算定」するため、算定点数は月により異なります。(特に施設の場合は人数の増減により算定点数が月毎に変更になることが多い)

月の途中で単一建物居住者の人数が増減する場合

ケース	患者	算定区分
人数が減った場合	計画当初の患者	計画当初の予定人数に応じた区分
	増加した患者	増加した時点における居宅療養管理指導(在宅患者訪問薬剤管理指導)の全利用者数に応じた区分

### 月の途中で増減があった場合の例 1: 人数が減った場合

当該建物の 10 人に居宅療養管理指導を行う予定としており、1 人が月の途中で退去した場合  
当該建物の 9 人の利用者について

#### 該当月

「単一建物居住者(診療患者)が 10 人以上に対して行う場合」の点数を算定  
一人につき、介護保険なら 345 単位、医療保険なら 290 点を算定

#### 翌月

「単一建物居住者(診療患者)が 2~9 人の場合の点数」を算定

### 月の途中で増減があった場合の例 2: 人数が増えた場合

当該建物の 9 人に居宅療養管理指導を行う予定としており、1 人が月の途中で転入した場合

#### 該当月

当初の 9 人の利用者については

「単一建物居住者(診療患者)が 2~9 人の場合」の点数を算定  
一人につき、介護保険なら 377 単位、医療保険なら 320 点を算定

転入した 1 人の利用者については

「単一建物居住者(診療患者)が 10 人以上に対して行う場合」の点数を算定  
一人につき、介護保険なら 345 単位、医療保険なら 290 点を算定

#### 翌月

「単一建物居住者(診療患者)が 10 人以上に対して行う場合」の点数を算定

### <単一建物居住者(診療患者)の人数の考え方例外ルール>

◎下記のケースの場合は、居住者(診療患者)の人数は 1 人として考える。

①同居する同一世帯に自薬局が算定する患者が 2 人以上いる場合

例: 当該建物 1 戸で在宅または居宅指導を算定しているのが 2 人/月の場合

#### 同居する同一世帯の場合

単一建物居住者(診療患者)の人数は、2 人以上でも 1 人と考える

⇒単一建物居住者(診療患者)が 1 人の場合の点数を算定

同一日に 1 人訪問の場合も 2 人訪問の場合も一人につき

介護保険なら 509 単位、医療保険なら 650 点を算定



②1 つの建物の戸数が 20 戸未満で自薬局が算定する患者の人数が 2 人以下

例: 当該建物 6 戸で在宅または居宅指導を算定しているのが 2 人/月の場合

#### 20 戸未満で 2 人以下の場合

単一建物居住者(診療患者)の人数は 1 人と考える

⇒単一建物居住者(診療患者)が 1 人の場合の点数を算定

同一日に 1 人訪問の場合も 2 人訪問の場合も一人につき

介護保険なら 509 単位、医療保険なら 650 点を算定



③1 つの建物の戸数が 20 戸以上で自薬局が算定する患者の人数が戸数の 10% 以下

例: 当該建物 80 戸で在宅または居宅指導を算定している患者が 6 人/月の場合

#### 戸数の 10% 以下

単一建物居住者(診療患者)の人数は 1 人と考える

⇒単一建物居住者(診療患者)が 1 人の場合の点数を算定

同一日に 1 人訪問の場合も 6 人訪問の場合も一人につき

介護保険なら 509 単位、医療保険なら 650 点を算定



例: 当該建物 80 戸で在宅または居宅指導を算定している患者が 9 人/月の場合

**戸数の 10%超**

単一建物居住者(診療患者)の人数 9 人

⇒単一建物居住者(診療患者)が 2~9 人の場合の点数を算定

同一日に 1 人訪問の場合も 9 人訪問の場合も一人につき

介護保険なら 377 単位、医療保険なら 320 点をそれぞれの患者で算定

◎ユニット数が 3 以下の認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)については、それぞれのユニットにおいて、算定する人数を単一建物居住者(診療患者)の人数とみなすことができる。

例: ユニット※数が 3 つの認知症対応型共同生活介護事業所で在宅または居宅指導を算定している患者が A ユニットで 1 人、B ユニットで 2 人/月の場合

A ユニット・・・単一建物居住者(診療患者)の人数 1 人

⇒単一建物居住者(診療患者)が 1 人の場合の点数を算定

介護なら 509 単位、医療なら 650 点を算定

B ユニット・・・ 単一建物居住者(診療患者)の人数は 2 人

⇒単一建物居住者(診療患者)が 2~9 人の場合の点数を算定

同一日に 1 人訪問の場合も 2 人訪問の場合も一人につき

介護なら 377 単位、医療なら 320 点を算定



※ユニットとは・・・

介護施設において、少人数グループ(10 人以下)をひとつの生活単位(ユニット)として 10 室程度の居室が配置されている構造のこと。大規模施設でも小規模生活単位できめ細やかな介護ケアが行えるとされている。

※参考文献:「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(令和元年 8 月 6 日事務連絡)」、調剤報酬点数表(令和 2 年 4 月 1 日施行)、平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A(厚生労働省老健局 3 月 23 日、4 月 13 日、5 月 29 日)